

エキスパート職員認定制度について (令和8年4月異動)

制度概要等

対象職員	3つ以上の職場経験（※）があり、応募時の所属で職務経験を6年以上有している主任・係員の事務職で下記の目的を達成できる者（応募時6年目を含む）	
目 的	人事異動基準に定める異動年限を長期化し、組織の先進的な取組のけん引や他職員に対する知識の継承を推進する。	
認定効果	応募時の所属における異動年限を10年とします。	
認定期間	認定は取り消される場合がある他、認定の継続を辞退することも可能。	
応募の流れ	令和7年11月27日（木）	所属長へ申込書提出〆切【新規申込者】【既認定者】
	令和7年12月5日（金）	人事課へ申込書提出〆切【新規申込者】【既認定者】
	令和8年1月中旬～下旬頃	（不明点等がある場合） 人事課から電話確認又は面接【新規申込者】【既認定者】
	令和8年2月下旬頃	認定結果通知 ※所属長経由で発表予定

※同一課であっても、出先⇄本庁等 所属係・環境・業務等が複合的に異なる場合には「3つ以上の職場経験」として認められる場合があります。